

令和9・10年度 勝山市建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査 申請要領

令和9・10年度において、勝山市が発注する建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加を希望する方は、下記のとおり資格審査を行いますので、記載事項をご確認の上、申請手続きを行ってください。

令和9・10年度の競争入札等参加資格審査の申請は、 その一部について電子申請により手続きを行う必要があります。

電子申請サイトのアドレスは次のとおりです。サイトへは、
下記アドレスからアクセスしてください。

URL <https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=m8HKqy0B>



なお、電子申請を行っただけでは、申請手続きとして完了しません。次の①～④の手続きを行うことで申請手続きが完了します。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 電子申請によるデータの送信 | } ②～③は書類を郵送 |
| ② 電子申請で送信したデータ（申請書 PDF）の印刷 | |
| ③ 電子申請以外で必要となる書類の作成 | |
| ④ その他の添付書類（登記事項証明書など）の準備 | |

①～④の手続きを申請期間内に終える必要があります。なお、②～③の書類において申請期間内の日付の消印があるものは、申請期間内に到達したものとして取り扱います。

令和9・10年度 競争入札参加資格申請手続きの概要

- ① 電子申請によるデータの送信
② 電子申請で送信したデータの印刷（申請書 PDF）

- ③ 電子申請以外で必要となる書類の作成

- ④ その他の添付書類の準備（登記事項証明書など）の準備

【電子申請手続きの実施】

- ・電子申請の手続きを行ってください。
- ・入力要領に基づき、必要事項を入力してください。
- ・入力した内容を確認し、データを送信してください。
- ・送信完了画面から「申請書 PDF」をダウンロードし、必ず印刷してください。

【申請書様式を取得】

- ・資格審査申請のホームページから申請書様式をダウンロードしてください。
- ・記入要領に基づき、必要事項を記入してください。

【添付書類の準備】

- ・申請書類に添付が必要な書類（登記事項証明書、納税証明書など）を準備してください。

【申請書類のデータ送信又は提出】

- ①はデータ送信、②～③は書類を郵送してください。

※要注意 電子申請のみでは、資格審査の手続きは完了しません。

※注意 送信したデータの修正について

一度送信したデータは修正又は取り消しができないため、印刷した「申請書 PDF」に手書きにより見え消しで修正し送付してください。（修正したデータは再送する必要はありません。）

1 対象者、所在区分

次に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に掲げる登録を受けている者。
次の要件に基づき所在区分を選択してください。

業種の区分	対象	①市内業者	②県内業者	県外業者
測量	測量法(昭和24年法律第188号)に基づく登録	登録証明書の申請者の所在地が勝山市内にある者	・福井県内(勝山市内を除く)に、登記簿上の本店がある者 ・福井県外に主たる営業所を有し、福井県内に委任する営業所(支店等)がある者	①、②以外の県外業者
土木関係 建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録	登録規程に基づく現況報告書の主たる営業所が勝山市内にある者		
建築関係 建設コンサルタント	建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録証明書の事務所の所在地が勝山市内にある者		
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に基づく登録	登録規程に基づく現況報告書の主たる営業所が勝山市内にある者		
補償関係 コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に基づく登録	登録規程に基づく現況報告書の主たる営業所が勝山市内にある者		

2 入札参加資格審査要件

次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者】
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者
- (3) 資格審査申請内容に故意に虚偽の事実を記載した者、または重大な事実を記載しない者
- (4) 営業に関し、許可、許可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 納期限の到来している税を完納していない者
- (6) 勝山市契約からの暴力団排除措置要綱(平成24年勝山市告示第72号)別表第1に該当する者

3 申請期間

令和8年11月2日(月)～令和8年12月25日(金)

- (1) 申請期間内の消印のものを有効とします。
- (2) 申請期間中に提出すべき書類がそろわない場合は、資格審査の受付をすることができません。
- (3) 上記申請期間外は、次のとおり追加申請期間を設定し受付します。ただし、市内業者の場合は、会社の新設等により随時受付は可能です。

No.	追加申請期間(予定)	適用日(予定)
1	令和9年5月1日～令和9年5月31日	令和9年7月1日
2	令和9年8月1日～令和9年8月31日	令和9年10月1日
3	令和9年11月1日～令和9年11月30日	令和10年1月1日
4	令和10年2月1日～令和10年2月29日	令和10年4月1日
5	令和10年5月1日～令和10年5月31日	令和10年7月1日
6	令和10年8月1日～令和10年8月31日	令和10年10月1日
7	令和10年11月1日～令和10年11月30日	令和11年1月1日

4 入札参加資格の有効期間

資格適用日から次期の資格者名簿を作成した日の前日まで
(令和9年4月1日～令和11年3月31日)

5 申請書提出方法

(1) 電子申請によりデータを送信した後、電子申請で送信したデータを印刷した書類（申請書 PDF）、電子申請以外で必要となる書類及びその他の添付書類（登記事項証明書など）は、勝山市財政課契約検査係に郵送により提出してください。

(2) 登録通知は、書面により通知（令和 9 年 3 月頃に発送予定）を行いますので「登録通知用封筒」を必ず同封し、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110 円切手を貼付してください。

(3) 受領書（市が書類を受付けた確認書）が必要な場合は書面にて受付けます。受領書を希望する場合は、上記「登録通知用封筒」とは別に、申請者が作成した受領書及び「受領書送付用封筒」（ハガキでも可）を同封してください。「受領書用封筒」には、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、郵送に必要な金額の切手を貼付してください。なお、期間中は大量の申請を受付ますので、受領後返送に日数を要する場合があります。

※注意 受領書は申請者が作成してください。勝山市様式では対応しませんのでご注意ください。

(4) 複数の申請区分（建設工事及び建設コンサルタント業務等）を同時に同封して申請する場合は、「登録通知用封筒」は 1 通で構いません。

(5) 複数の申請区分（建設工事及び建設コンサルタント業務等）を同日に同封して申請しない場合は、各申請時に「登録通知用封筒」を添付してください。

6 提出書類

(1) 書類は、次の表の順番にそろえて、透明のクリアフォルダー（A4 サイズ 上横の 2 辺の間に書類を挟み込むもの。ホームページに掲載する「9 提出用クリアフォルダー見本」写真参照）に入れて提出してください。

(2) 提出書類は各 1 部です。必ず勝山市の様式を使用してください。（ただし、業務経歴書（様式第 4 号）及び技術職員名簿（様式第 5 号）は指定様式以外を可とします。）

(3) 用紙サイズは、A4 判サイズとします。（登記事項証明書等を写しで提出する場合は、A4 判でコピーしてください。）

(4) 申請する区分（建設工事及び建設コンサルタント業務等）が複数ある場合は、各区分それぞれ個別にクリアフォルダーに入れて申請してください。

(5) 様式等は勝山市ホームページ（WEB ページ下部に掲載する「市役所の情報」の「入札・契約情報」→「入札参加資格」）（URL <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>）でダウンロードできます。

(6) 行政手続等における押印の廃止に取り組むため、各申請書類の押印の省略を可能とします。ただし、「書類番号 2 勝山市建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書」内の「使用印鑑届」は押印が必要です。

■提出書類〔◎必ず提出 △該当者のみ提出〕

番号	申請書類	様式	市内	県内	県外	写し	※「建設工事」同時申請による省略
1	チェックリスト	—	◎	◎	◎	不可	不可
2	勝山市建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書	様式第 1 号	◎	◎	◎	不可	不可
3	○法人の場合 登記事項証明書	発行官公署 様式	◎	◎	◎	可	可
4	○個人事業者の場合 身分（身元）証明書	発行官公署 様式	◎	◎	◎	可	可
5	市税納付状況調査同意書	様式第 2 号	◎	—	—	不可	可
6	納税証明書（国税）	税務署様式	◎	◎	◎	可	可
7	業務状況一覧表	様式第 3 号	◎	◎	◎	不可	不可
8	登録証又は登録証明書	発行官公署 様式	◎	◎	◎	可	不可
9	業務経歴書	様式第 4 号	◎	◎	—	可	不可
10	技術職員名簿	様式第 5 号	◎	—	—	不可	不可
11	技術職員数調べ	様式第 6 号	◎	◎	◎	不可	不可
12	測量法第 55 条の 8 第 1 項に定める書類 （測量の登録を申請する者のみ）	発行官公署 様式	△	△	△	可	不可
13	建設コンサルタント登録規程に基づく現況報告書 （土木関係建設コンサルの登録を申請する者のみ）	発行官公署 様式	△	△	△	可	不可

13	地質調査業者登録規程に基づく現況報告書 (地質調査の登録を申請する者のみ)	発行官公署 様式	△	△	△	可	不可
14	補償コンサルタント登録規程に基づく現況報告書 (補償関係コンサルの登録を申請する者のみ)	発行官公署 様式	△	△	△	可	不可
15	決算書又は財務諸表(建築関係建設コンサルタントの登録を申請する者のみ)	発行官公署 様式	△	△	△	可	不可
16	中小企業協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類	発行官公署 様式	△	△	△	可	可
17	電子申請(業者カード) <u>※電子申請によりデータを送信してください</u>	★電子	◎	◎	◎	不可	不可
18	<u>申請書 PDF(電子申請で送信したデータを印刷したもの)</u>		◎	◎	◎	不可	不可

※「様式」欄に「★電子」と記載のあるものは、電子申請によりデータを送信し、送信したデータを印刷した書類(申請書 PDF)を提出してください。

※勝山市の「建設工事」競争入札等参加資格を同時に申請する場合は、一部の書類を省略できます。
省略可能な書類番号は3、4、5、16です。

【各提出書類の留意事項】

〔1〕チェックリスト

- 申請に際しては、必ずこの用紙により確認を行ってから提出してください。
- 確認後は、申請者欄にレ点を記入してください。

〔2〕勝山市建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号〈建設コンサルタント業務等〉)

- 申請者の所在地は、各登録証明書又は現況報告書に記載された主たる営業所の所在地を記入してください。
- 営業所等へ委任する場合は、必ず「委任欄」に受任者名を記入してください。なお、委任期間は、「4 入札参加資格の有効期間」と同じとします。
- 使用印鑑届の欄には、入札、契約等における使用印鑑(営業所等へ委任される場合は、受任者印)を押印してください。ただし、使用印鑑は役職名(受任者役職名)又は代表者氏名(受任者氏名)が表示されているものに限りします。

〔3〕登記事項証明書(法人の場合)・身分(身元)証明書(個人事業者の場合)

- 申請書提出時以前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。写しを提出する場合は、A4版で提出し、頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。
 - 個人事業者にあつては、身分(身元)証明書(※本籍地市区町村にて発行)を提出してください。
- ※勝山市の「建設工事」競争入札等参加資格を同時に申請する場合は、書類の添付を省略できます。

〔4〕市税納付状況調査同意書(様式第2号〈建設コンサルタント業務等〉) ※市内業者のみ

- 勝山市から課税されている全税目(市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険税)について、申請期間中に滞納無状況を確認するため、市税の納税証明書の代わりに、市税納付状況調査同意書を提出してください。
- ※勝山市の「建設工事」競争入札等参加資格を同時に申請する場合は、書類の添付を省略できます。

〔5〕納税証明書(国税)

- 主たる営業所を所轄している又は指定された税務署発行の、国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)又は(その3の2)の納税証明書(未納がないという証明書)を提出してください。写しを可とします。
 - 事業年度の途中に営業所を開設し、決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立(設置)申告書の写しを提出してください。
- ※勝山市の「建設工事」競争入札等参加資格を同時に申請する場合は、書類の添付を省略できます。

〔6〕業務状況一覧表(様式第3号〈建設コンサルタント業務等〉)

- 様式第3号の【記入要領】により記入してください。

[7] 登録証又は登録証明書

- 測量、建築関係建設コンサルタントの登録を希望する場合
登録証明願（登録証明書）の写しを提出してください。
- 土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントの登録を希望する場合
登録を希望する業種（部門）に係る地方整備局からの登録（更新）通知の写しを提出してください。

[8] 業務経歴書（市内・県内業者に限る。）（様式第4号〈建設コンサルタント業務等〉）

- 様式第4号の【記入要領】により記入してください。

[9] 技術職員名簿（市内業者に限る。）（様式第5号〈建設コンサルタント業務等〉）

- 様式第5号の【記入要領】により記入してください。

[10] 技術職員数調べ（様式第6号〈建設コンサルタント業務等〉）

- 様式第6号の【記入要領】により記入してください。

[11] 測量法第55条の8第1項に定める書類

- 測量の登録を希望される場合は、国土交通大臣に提出した書類（直前1営業年度）の写しを提出してください。
- 頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。

[12] 建設コンサルタント登録規程に基づく現況報告書

- 土木関係建設コンサルタントの登録を希望される場合は、建設コンサルタント登録規程に基づく現況報告書（直前1営業年度）（地方整備局の「確認済」押印があるもの）の写しを必ず提出してください。
- 頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。

[13] 地質調査業者登録規程に基づく現況報告書

- 地質調査の登録を希望される場合は、地質調査業者登録規程に基づく現況報告書（直前1営業年度）（地方整備局の「確認済」押印があるもの）の写しを必ず提出してください。
- 頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。

[14] 補償コンサルタント登録規程に基づく現況報告書

- 補償関係コンサルタントの登録を希望される場合は、補償コンサルタント登録規程に基づく現況報告書（直前1営業年度）（地方整備局の「確認済」押印があるもの）の写しを必ず提出してください。
- 頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。

[15] 決算書又は財務諸表

- 建築関係建設コンサルタントの登録を希望される場合は、決算書又は財務諸表（直前1営業年度）の写しを必ず提出してください。個人事業者の方は、最新の確定申告書、青色申告決算書（いずれも写し）を提出してください。
- 頁数が複数ある場合は、両面コピーしてください。

[16] 中小企業協同組合法に基づく事業協同組合の場合の添付書類

- 組合員名簿 ○組合定款 ○官公需共同受注規約 ○設立許可の証明
- 官公需適格組合証明書（証明を受けている場合に限りです。）
- ※勝山市の「建設工事」競争入札等参加資格を同時に申請する場合は、書類の添付を省略できます。

[17] 電子申請（業者カード） ※電子申請によりデータを送信してください。

- 電子申請画面に記載する記入要領に基づき、必要事項を入力し、データを送信してください。

[18] 申請書 PDF ※電子申請で送信したデータを印刷したもの

- 電子申請によりデータを送信した後、送信したデータを印刷した書類（申請書 PDF）を提出してください。
- 一度送信したデータは修正又は取り消しができないため、印刷した「申請書 PDF」に手書きにより見え消しで修正し送付してください。（修正したデータは再送する必要はありません。）

7 登録内容に変更が生じた場合

資格登録後、登録内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）により直ちに必要書類を財政課まで提出（郵送可）してください。※必要書類は、勝山市ホームページ内「入札・契約情報」-「入札参加資格の変更」からご確認ください。

8 問い合わせ及び提出先

お問い合わせはEメールをご利用ください。お電話でのお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。回答は次開庁日以降になる場合がありますのでご了承ください。

〒911-8501 福井県勝山市元町 1-1-1 勝山市役所 財政課 契約検査係

E-mail keiyaku@city.katsuyama.lg.jp